

令和2年4月8日

## 新型コロナウイルス対応に係るケアマネジメント業務について

新型コロナウイルスの感染拡大防止期間においては、下記のように取り扱うこととします。

なお、この取扱いは新型コロナウイルス対策に限定したものであり、本取扱いを終了する際は、あらためてお知らせします。

### 記

#### 1. アセスメント

利用者宅への訪問を拒否された場合等のほか、感染拡大防止のために有効である等の事業所の判断により、利用者やその家族、関係者、主治医などから情報収集を可能な限り行うことで、面接を行わないことを可能とします。その場合には、その経緯や内容等について、支援経過等に確実に記録してください。

#### 2. モニタリング

感染拡大防止の観点から、電話やFAX等による方法を活用し、利用者の状況を把握することができる場合には、面接を行わないことを可能とします。その場合には、利用者宅を訪問しないこととした理由や利用者等から聞き取った内容を支援経過等に必ず記録してください。

#### 3. サービス担当者会議

感染拡大防止の観点から、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応して差し支えありません。

なお、電話やFAX、メール等での照会等により意見を求めた場合には、緊密に相互の情報交換を行い、担当者等と連携した内容については、確実に記録してください。

#### 4. 計画書等の同意

計画書等の同意については、利用者及び家族への説明については電話等で行い、その旨を支援経過又は計画書の空欄に記録してください。なお、後日、計画書原本で同意を得る場合には、同意日は実際に署名を得た日として差し支えありません。

#### 5. ケアマネジメントプロセスの順序

業務の順序については、入れ替わることがあっても問題はありません。ただし、それぞれ位置づけられた個々の業務については、事後的に可及的速やかに実施してください。